

平成24年3月29日

於 教育委員会室

平成24年3月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成24年3月大和市教育委員会定例会

○平成24年3月29日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	森山寛
2番	委員	石川創一
3番	教育長	滝澤正
4番	委員	篠田優里
5番	委員長	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長	田中博	こども部長	吉間一治
文化スポーツ部長	酒井克彦	教育総務課長	堀内一雄
学校教育課長	大澤一郎	保健給食課長	臼井博
指導室長	西山誠一郎	教育研究所長	中田朝夫
青少年相談室長	岩堀進吾	こども・青少年課長	村井英雄
文化振興課長	北島滋穂	生涯学習センター館長	西山正徳
図書館長	井上克彦		

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主査	加山和子
-----------------------	------	-----------------------	------

○日程

1	開会	
2	会議時間の決定	
3	前会会議録の承認	
4	会議録署名委員の決定	
5	教育長の報告	
6	議事	
	日程第 1（議案第10号）	大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
	日程第 2（議案第11号）	大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則について
	日程第 3（議案第12号）	大和市文化財保護審議会委員の委嘱について
	日程第 4（報告第2号）	大和市教育委員会職員の人事異動について
7	その他	
8	閉会	

開会 午前10時00分

○青 蔭
委員長

ただいまから、教育委員会3月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までといたします。

前回の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は、4番篠田委員、1番森山委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして、教育長の報告を求めます。

教育長、よろしくお願ひいたします。

○滝 澤
教育長

前月定例会以降の動きということで、項目は13項目ございます。

1番目、少年消防団の訓練発表会が2月19日の日曜日、10時から大和市消防本部で行われました。4年生から6年生までの四十七、八名が、綱渡りの訓練、初期消火の訓練、AEDの使い方など、自分たちが身につけた技術を、保護者や市民に発表会しました。子どもたちがいきいきと活動していたのが大変印象的でした。

それとあわせて6番、少年消防団の卒団式が、3月4日の10時半から消防本部で行われました。子どもたちにとっては、学校教育の中でなかなか学習しないような、集団行動や社会生活をしていく上での基本が、指導を受けて十分表現できるようになっていました。命の尊さということ、また人命救助がいかに大事かということの一端を、身につけて卒業していきました。

消防長の話では、今年度は四十七、八名ですけれども、来年度についてはその2倍となる、八十数名という応募があるということで、子どもたちの関心が非常に高くなっているというお話もありました。

2番目に戻って、美術鑑賞シンポジウムが2月25日土曜日の13時から勤労福祉会館のホールで行われました。体験型的美術鑑賞に市民の方がどのくらい集まるか少し心配をしましたが、予想に反して関心が高く、多くの市民にお集まりいただきました。

担当課からは、子どもたちに向けてのボランティアの募集もしたいというコマーシャルなどもあり、非常に和やかな雰囲気で行われました。

大学の先生もお迎えし、このシンポジウムは成功だったのではないかと
思っております。

7番の武道指導に伴う協議会が、3月6日火曜日、10時30分から
市役所分庁舎で行われました。中学校の校長3名、それから各学校の体
育科の教員にお集まりいただき、安全について周知徹底していくこと、
この協議会を定例会で繰り返し行うことを確認しました。

9番の3. 11大規模防災訓練。これは3月11日の日曜日、10時
から、大和市内の各駅、小・中学校を中心として開催されました。学校
のほうは、市民の方が家族一緒に避難所となる学校に訓練を兼ねて実際
に歩いてみることに、学校が避難所であることを周知する目的で行われ
ました。これはあくまでも家族とか個人とかという視点でございます。
学校の訓練は10時から15時30分まで行われました。

この訓練では、南林間中学校と南林間小学校は1つの学校会場とされ
ておりました。27カ所の学校会場において参加された市民の方は、子
どもたちも含めて2,321名でした。大和駅などの会場を含めた、全
体の参加者は約1万人であったという報告がございました。

それから、学校会場のほうについては校長、教頭、養護教諭や新任の
教員など、学校の体制によっても違いますけれども、各学校で最低1人
の参加をお願いしたいということで、今回の防災訓練に参加いたしました。
学校の職員は総勢で34名参加し、市の職員と合せて255名が今
回の訓練に参加したという報告がございます。

各学校の参加者数では、一番参加していただいた学校が草柳小学校の
165名でした。また、西鶴間小学校、つきみ野中学校が126、15
3名であり、多くの参加者がありました。間際になっての発信でした
が、市民の方の意識が高かったのではないかと思います。

それから、学校と教育委員会で検討し、3月8日に小学生・中学生約
1万7,500人の児童・生徒に防災教育のプリントを配ることとしま
した。各学校で担任の教諭から、避難所の対応や日ごろから震災に向け
て準備することを家族で話し合うことを、プリントをベースにして帰り
の会の中で10分ほど指導して、一人一人にそのプリントを持ち帰らせ

ました。

いずれにしましても昨年の3月11日から1年が経過し、いろいろと防災に関しての課題等がございますが、体験を通じて、子どもたちがもう一度振り返り、自分たちに何ができるかということを考えさせるうえで、大変生きた訓練になったのではないかと思います。

私と教育部長も、小・中学校の様子を15校程度見ましたが、学校の職員と市の職員が一体となって学校をベースにした体験訓練活動ができたと思っております。

この件に関しては以上でございます。

続いて、議会関連の報告に移らせていただきます。

19人の議員から質問がありましたが、教育部の質問のみ報告させていただきます。また、議事録についてはホームページで確認ができますので、本日は時間の関係から、この中の10人に限ってご報告させていただきます。

まず河崎議員から、給食後の歯磨きについて、実施上の課題、それから子どもの健康と教育という視点から教育長の見解について質問がありました。

給食の後の歯磨きを実施するに当たっては、児童・生徒数に対して蛇口の数が不足していることと、それから昼休みに全員が歯磨きをするための時間の確保、それから、歯ブラシを衛生的に管理する保管庫の整備というところに課題があることを説明し、歯磨きの習慣は正しい生活リズムや食生活への意識づけにもなり、生活全般にわたって健康的な生活を送ることもつながることから、虫歯予防はもちろん歯磨きを初めとした生活習慣の充実に努めてまいりますと答弁しました。

蛇口数の不足に対して、やかんを使用すれば歯磨きができるのではないかと再質問がございました。これに対しては、平塚の一部の学校では実施しているということですが、今後、給食の歯磨きの課題については、実施している学校の状況等を確認することなど調査をしてまいりますと答弁しました。

続いて、佐藤議員から、大阪府教育行政基本条例案などについてのご

質問がありました。

大阪府の教育行政基本条例案が議論されていることは承知していますが、教育とは個人の精神的な価値の形成を目指して行われるものであるため、中立・公正であることが重要であり、子どもの健全な成長・発達のためには、学習期間を通じて一貫した方針のもと安定的に行われることが大切であるという答弁をいたしました。

続いて、古谷田議員から、東日本震災の復興支援に向けて、各学校での支援活動の状況についての質問がございました。

小学校では全校児童から集めた文房具や、卒業した児童から寄贈されたランドセルなどの物資のほか、千羽鶴などを折って写真とともに被災地の子どもたちに届けた。中学生においては、生徒会役員と吹奏楽部が協力してチャリティーコンサートを開いて募金活動を行ったり、ボランティア委員さんが全校生徒に呼びかけて校内や学校周辺での募金活動を行っている、また、中学生が応援メッセージを入れて送ったところ、被災地の方が大変感動して心温まる手紙が中学生のもとに届いたと、これは鶴間中学校の実践でございます。そういう答弁をさせていただきました。

続いて柘田議員から脳脊髄液減少症の教職員への周知について質問がございました。

議員からは、この症状について教職員への正しい知識と理解の周知徹底と、子どもの脳脊髄液減少症という冊子の活用、それから児童、保護者向けのホームページの作成についてご質問がありました。

学校において教職員が脳脊髄液減少症に関して正確な情報を持ち、病気を抱える児童・生徒に適切な対応をしていくことが大切であり、冊子の活用、児童・生徒、保護者向けのホームページの作成を行うこと、教職員がその症状について正しい理解と知識を持つよう周知徹底を図ってまいりますと答弁をさせていただきました。

宮応議員からは武道の必修化についてご質問がありました。

学校の種目選択においては指導者や活動施設または用具の有無などを検討して決定していくということと、本市では9校中6校が剣道、2校

が柔道、1校は剣道と柔道の両方を履修する予定であることを答弁しました。

それから、教育委員会及び各学校における安全対策についてご質問がありました。

教育委員会では柔道指導に関しては、大和市中学校武道必修化にかかわる安全指導検討協議会を開催すること、また安全な柔道の指導をテーマにした市独自の研修会を開催すること、柔道に関する指導資料を作成していく予定であること、施設の安全点検や備品の補充を行うこと、柔道の専門家などの外部指導者の活用も考えているということをご答弁しました。各中学校においては、男女の差や発達段階を踏まえた安全第一の単元計画を立てて、指導に向かう姿勢の徹底、けがや事故が起きた際の対応、救急救命態勢などの確認を行ってまいりますということを説明しました。

続いて、中村一夫議員からは、道徳教育の充実を図るための要望に関する教育長の見解ということで、道徳教育を推進するための組織の設置や教諭の配置について、ご質問がありました。

具体的には道徳教育担当部署を教育委員会の中につくったらどうかという質問に対しては、指導室がその役割を担っており、指導主事が指導・助言を行っておりますと答弁いたしました。

それから学校においては道徳担当総括教諭を設置したらどうかというお話もありました。その質問に対しては、現在各学校に道徳教育推進の中心となる道徳教育推進教師を位置づけておりますと答弁いたしました。

それから、さらに事務局内へ道徳教育内容検討機関を設置したらどうかというご質問に対しては、設置する考えはないこと、教育委員会としては道徳教育に関する研修会や指導主事の学校訪問、研究指定校の委託研究などを通して、各学校の道徳教育の充実に向けて指導・助言に努めてまいりますという答弁をさせていただきました。

続いて、堀口議員から、給食食材の放射線測定強化と修学旅行の行き先についてご質問がございました。

給食のほうについては割愛いたしますけれども、修学旅行についてご報告いたします。議員からは、日光へ修学旅行に行くことについて教育委員会ではどのように考えているのかというご質問がございました。

今回教育委員会が1月31日に日光市への視察を行った結果、放射線量、食材、飲料水及び防災体制ともに特段の問題は確認できなかったこと、今年1月20日に環境省が日光国立公園内の放射線量を測定した結果についても国の基準を下回っており、修学旅行などの利用者に影響があるとは考えられないとの公式発表がなされたことから、現時点では、来年度の修学旅行の実施については可能であると教育委員会は判断しているという答弁をいたしました。

続いて、赤嶺議員から、怠学による不登校の対策についてという質問がありました。

大和市の小・中学校における不登校の児童・生徒の状況として、本人の問題に起因し、そのうち無気力のため不登校になっていると判断しているケースは、およそ25%ということをお答えしました。また、教育委員会の新たな取り組み内容として、小学校6年間の情報が適切に中学校に移行され、より充実した本人支援につなげることを目的として、市内統一の進級・進学時支援シートを作成し、学校での活用に向けて周知を図ってまいりますと答弁しました。さらに、これらの取り組み以外にも青少年相談室の相談体制を見直し、スクールソーシャルワーカーや不登校児童・生徒支援員の増員など支援方策の充実を図り、不登校施策の推進に向けて取り組んでまいりますという答弁をいたしました。

続いて、鳥淵議員から、学校の環境整備についてのご質問がありました。

洗浄機能のある便座については、これまで設置面積や費用の面から主に身障者対応トイレに設置してきましたが、今後は設置箇所をふやしていきたいこと、和式・洋式の設置比率についても現在6対4という数字になっていますが、今後は児童・生徒からの声を聞きながら洋式の割合をふやしていくこと、今後も毎年5校の改修に加え、大規模改修の際にも整備を進めていきたいと考えているということをお答えしました。

ほかに防球ネットの件、樹木の剪定の件、校庭整備についての質問もありましたが、省略いたします。

最後に古澤議員から、防災教育と学校の防災拠点能力についてのご質問がありました。

防災教育は自然災害の理解と、みずからの命を守るために主体的に行動する態度を育てることを第1のねらいとしており、教育活動全体で取り組んでいきたい。教科指導では保健体育や理科、社会等で知識を習得し、避難訓練では実践的な行動力を身につけていきます。また、第2のねらいとして支援者として、つまりボランティアということになるかと思えますけれども、支援者としての視点を持ち、進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるようになることも重要であるとされていることから、これからの防災教育では、中学校生徒の避難所におけるボランティア活動なども意識した防災教育、または地震防災に向けての対応も考えていくと答弁しました。

一般質問の関係は以上です。

次回定例会までの予定ということで、教職員退職辞令交付式が明日11時半からございます。それから4月2日には保健福祉センターで教職員の任用等辞令交付式がございます。それから小中校長会議が4月10日でございます。

以上、教育長報告を終了します。

○青 蔭 委員長 ただいま教育長からのご報告が終わりました。質疑等がございましたら、よろしく申し上げます。委員の方々、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ないようですので、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

○青 蔭 委員長 それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第10号「大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

細部説明を求めます。堀内教育総務課長。

- 堀内教育総務課長 教育課程の見直しにより、来年度から学校給食の提供日数を6日ふやすことに伴い、学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則について所要の改正を行うものでございます。

右側の現行規則第2条第3号第2項の開校記念日、これを授業日とするために同項を削除するものでございます。また、第3号につきましては、号ずれに伴い文言の整理を行うものでございます。最後に、附則ですが、本規則の施行を公布の日から施行するとするものでございます。

以上でございます。

- 青蔭委員長 ありがとうございます。
ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

(「ありません」の声)

- 青蔭委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

- 青蔭委員長 ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第10号につきまして採決いたします。

本件の原案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 青蔭委員長 異議なしということでございますので、議案第10号は可決いたしました。

続きまして、日程第2 議案第11号「大和市奨学金給付規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大澤学校教育課長。

- 大澤学校教育課長 今回の改正に至った背景には3つの要素があります。

まず1つ目は、公立高等学校の授業料無償化による奨学金給付事業の見直しがあります。授業料が無償化になったことによりこれまでの奨学金給付事業は、ある意味役割を終えたと言えます。しかしながら、高等学校の就学には授業料以外の経済的負担があることから、保護者の経済的負担軽減を図るために新たな支援制度を構築する必要があるというこ

とを考えました。

2つ目は、市税等滞納者に対する行政サービスの給付等の制限であります。これは行政サービスの受益と負担を明確にし、滞納の抑止効果を図ることを目的としたもので、給付的事業に関する例規に規定を明記することになっております。

3つ目は他法令との関係からです。ことしの7月には外国人登録法が廃止され、在留資格を有する外国人は日本人と同様に住民登録されることとなります。この法改正と整合性をとるための規定を追加する必要があるということで、以上の3つから今回の改正を行っております。

改正点について、まず第1条中、「高等学校課程（通信制の課程を除く。以下同じ。）」を、「高等学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程に限る。）（以下これらを「高等学校等」という。）」に改めます。これまでは対象範囲を全日制及び定時制の高等学校に限っていたものを、通信制や高等専門学校や専修学校の高等課程まで拡大したものであります。

続きまして、第2条第1号中、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）」及び「若しくは登録」を削り、第3号の次に第4号として「申請日現在で保護者に市税等の滞納がないこと。」という規定を加え、市税等滞納者に対する行政サービスの給付等の制限の規定としています。なお、外国人登録法の廃止に関しては、国の法改正の時期に合わせるため附則1でも規定しております。

続きまして、第3条において奨学金の金額を今までの月額9,000円から年額4万円に改めるとともに、給付期間は1年間としたうえで、正規の修学期間は更新申請ができるものとししました。

続いて、第4条は新規申請と更新申請に関する規定を新たに取りまとめたものであります。第5条においてはこれまでは補欠奨学生を設けておりましたが、今後、補欠奨学生は設けないこととしております。この間、補欠奨学生はほとんど数名ということでしたので、繰り上げのケースとなることはほとんどありませんでした。

続きまして、第6条では、給付時期の変更を示しております。第7条

では、「生活保護法による高等学校等就学費を受給するようになったとき」を、届け出の義務として追加いたしました。

現行規則の第8条から第10条は、給付期間を1年間としたことによって不要となり削ったものであります。現行の第11条から第13条は、繰り上げて第8条から第10条に改めました。

附則の1は施行期日を定めておりますが、外国人登録法の廃止に伴う扱いについては国の改正に合わせて7月9日としております。

附則の2は、経過措置として現行規則において奨学生として決定している者に対する扱いを定めており、月額9,000円を最短就学期間まで給付することを定めておるものであります。

そのほか協議会でも検討していただきましたけれども、成績要件3.5以上や経済的理由、生活保護基準の1.5倍、給付人数50人等の基準につきましては、選考審査会における検討基準と列記していく考えであります。

また、更新申請については、高校1年生で受給した者は更新申請資格を得ることができるとし、2学年時に滞納等により申請できなかった場合でも3学年時に再度、申請ができるようにしております。

奨学金給付事業は今後、公立高等学校の授業料無償化に係る国の動向に注視するとともに、奨学基金を活用しながら長期的に運用ができるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしく申し上げます。

(「特にありません」の声)

○青 蔭 委員長 よろしいでしょうか。 教育長。

○滝 澤 教育長 選考のほうの内規については、漏れのないように対応してください。

○青 蔭 委員長 はい。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、議案第11号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということでございますので、議案第11号は可決いたしました。
委員長

続きます。日程第3 議案第12号「大和市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。北島文化振興課長。

○北 島 文化財保護審議会につきましては、大和市附属機関の設置に関する条
文化振興 例の中で、文化財の保存、それから活用というものについて、教育委員
課 長 会の諮問に応じて調査、審議を行うという事務分掌がございます。

また、現在、指定管理をしている施設、文化財関係では郷土民家園ですけれども、これの運営に関して意見を述べるという役割がございます。委員の任期が今年度末をもちまして満了になるため、新たに委嘱を行うものでございます。

委員の候補者名簿をごらんください。規則で5名以内となっておりますので、5名の方を毎回お願いしております。上段の3名の方、金子委員、神崎委員、鈴木委員につきましては再任でございます。それからその下の坂本委員、田中委員は新任ということでございます。

裏面に、タイトルが候補者名簿という一覧がありますが、これが現在の委員さんの名簿でございます。一番上段におります曾我委員、これは鶴林寺の住職さんですけれども、健康上の理由により退任の申し出がありましたので、その理由による交代でございます。

もう一人、一番下段の勝山委員、現在、県立生命の星・地球博物館という小田原にある県立施設の学芸員をされている方ですが、転居により、大和へ来るのが厳しいというお話がありまして、このお2人が交代ということでございます。

前のページに戻っていただきまして、そのかわりといたしまして、曾我委員は宗教学ということで選任をしておりましたので、同様の分野でございます、宗教民俗学を専門にされております筑波学院大学の教授の

坂本委員にお願いをするということでございます。それからもう一方、勝山委員のかわりといたしましては、同じ生命の星・地球博物館のやはり学芸員でございます田中委員にお願いをするということになっております。両方の委員さんも市史研究とか大和市史に過去、執筆をしていただいていうような経緯もございます。

以上で説明を終わります。

○青 蔭 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたら、よろしく
委員長 お願いいたします。いかがでしょうか。

(「ありません」の声)

○青 蔭 ないようですので、質疑を終結いたします。
委員長 これより、議案第12号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭 異議なしということでございますので、議案第12号は可決いたしま
委員長 した。

◎その他

○青 蔭 ここで、日程変更を申し上げます。
委員長 日程第4 報告第2号でございますが、議事運営上日程を変更し、その他の後に審議をいたすことにいたします。

その他に入ります。

それでは、各課で報告がございましたら順次報告をよろしくお願
いたします。

まず「平成23年度指導室学校訪問の実施報告について」、西山指導
室長。

○西 山 資料の「研究・研修の充実」をごらんください。
指導室長 まず指導室の学校訪問の概要を説明させていただきます。学校訪問とは、指導室が文字どおり学校を訪問し、教育課程、学習指導等、教育に関する専門的な事項について指導・助言を行うもので、指導室の主要事

業の1つでございます。4種類あります。

まず1つ目ですが、計画訪問、これは指導室があらかじめ学校にお願いした計画に基づき、大体5月の連休明けから夏季休業前まで市内小・中学校、全28校を訪問するものです。

対象は2年次から6年次までの教員とし、内容は個別指導を中心とした授業研究が主なものでございます。そしてその日の午後には、その年度の決められたテーマについて学校側代表と指導室長、主任指導主事、テーマに応じた担当指導主事の3名で協議を行う全体会がございます。

次に、各学校の要請に基づき訪問する要請訪問がございます。これは時期的には秋以降の後期が中心で研究委託校は年間3回まで、それ以外の学校は年に原則1回から2回となっております。校内研究に関する授業実践についての指導・助言が中心となっております。

3つ目としましては初任者訪問指導がございます。これは初任者を対象として教科の授業実践に関する指導・助言を行うもので、大体5カ月ほど経験した9月ごろから2月までの中で、1人1回ずつ実施しております。

最後に、相談訪問がございまして、児童・生徒のさまざまな諸問題について随時、要請があった場合は指導主事が学校訪問して指導・助言を行うと、こういう4つの種類がございます。

今年度の計画訪問、要請訪問の実施状況につきましては、6ページの座標4でございますが、200回となっております、昨年度の188回と比べると12回ふえております。

内容としては、教科では国語が62回、算数・数学が59回となっており、その2教科で全体の約60%となっております。この理由としましては、学力に注目が集まっている昨今、教科における基本的な指導方法についての研究が盛んになっているということが挙げられます。なお、第3位は道徳となっております。月別で見ますと、やはり11月、秋の28回がトップとなっております。

以上が学校訪問の実施状況でございます。

続きまして、平成23年度指導室学校訪問の実施報告でございます。

まず上の2つの表をごらんください。これは先ほどの学校訪問の総授業数200回を計画訪問と要請訪問に分けて、今度は授業を行った教員の経験年数別でまとめたものでございます。参考までに21年度からの経年変化も示してあります。

これを見ますと、まず左の計画訪問ですが、初任者の授業が激減し、1年から5年経験者の授業が倍増していることがおわかりになることと思います。

この理由としましては、その下の四角のところの考察の中に述べてありますけれども、その1つ目でございますが、今年度より初任者訪問指導を、計画訪問ではなく右側の要請訪問の中で実施するようになったということでございます。その結果、これまで1年から5年経験者の指導が、なかなか初任が多くなったものですから十分にできないという学校側の声もございまして、我々もそう感じておりましたけれども、その課題を解決することができつつあります。計画訪問のところで53回できております。

初任者は校内指導教員がついております。それに比べまして次の2年次からは経験の浅い教員が、指導員がいないということで授業とか学級経営に苦慮されているというケースも多いと伺いまして、その部分で計画訪問のほうで個別の指導をして相談に乗るということもできつつあります。来年度も引き続きこの点について取り組んでいきたいと考えております。

2つ目の課題としましては、特別支援学級の教員の指導力向上、これが挙げられます。

近年ベテランの教員の退職が多くなっておりまして、特別支援学級の経験が豊富な教員が少なくなり、また、一方で若手の教員が増えております。こちらの部分の向上ということで、来年度はすべての小・中学校の特別支援学級で授業研究を、計画訪問とか要請訪問、どちらでもいいのですが、年間1回以上行うということにしたいと思っております。

この中で担当指導主事のほか巡回相談チームのメンバーも、この授業参観、そして研究協議に加わっていただいて、指導力の部分の向上、そ

れからあと個別の指導計画の作成とか子どもの理解といった、専門性を深めていきたいと考えております。

来年度につきましても、それぞれの目的に合わせてそれぞれの学校訪問を充実することで、本市の教育の充実を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○青 蔭 委員長 ただいま、ご説明が終わりましたが、質疑等、ご意見がございましたら、よろしくお願いいいたします。森山委員。

○森 山 委 員 この指導室の学校訪問は、計画段階では何回ぐらい実施するというの
は何かありますか。

○青 蔭 委員長 西山指導室長。

○西 山 指導室長 計画訪問自体は、夏までの間に全校回るということになっております。そのときに全体会がございまして、そこで例えば今年度につきましては言語活動の充実というテーマ、それから各学校個別のテーマを設定して研究・協議をするということになっております。

要請訪問は、各学校からの要請に基づいて私どもが計画、訪問するものでございます。ただ、学校教育基本計画の中で、こちらについてさらに充実をしていこうというようなことで、数値が幾つか出たということかなと思います。

○森 山 委 員 要するにどういう計画をしていてどういう結果になったのかということ
を聞きたいということで、計画どおりいけたのか、それとも計画以上に
いけたのか、あるいは要請訪問というのは少なければ少ないほどいい
のか、多ければ多いほどいいのかというようなことについても、お聞き
したいと思います。

○青 蔭 委員長 西山指導室長。

○西 山 指導室長 今回そういった指導室の重点目標というものをつくりながら計画訪問
をさせていただいてまして、1つは生きる力をはぐくむ教育の創造と
実践、言語活動を充実させ、子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりとい
うテーマでそれぞれ授業を見て、助言させていただいているものでござ

います。

それについて一つ一つのことはなかなか述べるのは難しいのですが、総じて学校においては、学習指導要領の趣旨に沿って、これまでのただ単に説明型の授業ではなくて、子どもたちのコミュニケーション能力を向上するという一つの視点が、大分入ってきたなという印象は持っております。

それから、要請訪問が多ければ多いほどいいのかどうかということですが、基本的にはまず要請が全くないというよりは、やはり研究するので、専門的な観点から助言をいただきたいというような趣旨で要請をするということがありますので、少ないというよりは多いほうがいいのかなと思います。ただ、何でもかんでもということではなく、学校ごとで校内研究の組織もございまして、年間の校内研究の計画と各学校の研究というものもありますので、それについて私どもが専門性の部分でご助言をするということです。

○森 山 委員 僕が聞いたかったのは、こういう数字を挙げて何回行きましたと、それから経験が何年ぐらいの教員のところには何回やりましたというようなことが、細かく報告されているのですが、結果報告をするからには、数字で計画をされていたのですか、ということです。

例えば初任に対する指導訪問というのは何回ぐらいにしようと思っておりましたと、それに対して何回でしたというようなことがあるのかどうかということです。なければ結構ですけども。

○青 蔭 委員長 西山指導室長。

○西 山 指導室長 初任につきましては、原則、一人年間1回を計画しています。

○森 山 委員 それは全部の経験年数ごとにあつたのですか。例えば23年度は要請訪問が148と、それから計画訪問が63回ありましたということですから、200回を超える学校訪問をしておられますが、これは何回計画して、この200回を超えるものになったのかということをお聞きしたいのですけれども。

- 青 蔭 西山指導室長。
委員長
- 西 山 計画訪問につきましては、小・中学校とも1回、それで2年次から6
指導室長 年次までの教員が対象で、授業時数としては1校1時間から4時間、1
こまの学校もございますし、多い学校は1日に午前中4こま授業をやっ
ているところもございます。若手が多い学校は、やはり4こまフルで使
う場合もございます。
- それから、要請訪問につきましては、原則として研究指定校は3回、
それ以外の学校は1回から2回というような形で計画をしているもので
ございます。
- 森 山 要するに結果報告にある数字に対応するような計画数字はないという
委 員 ことですね。
- 西 山 そうです。1こまから4こまという幅がございますので、こちらにつ
指導室長 いては学校の要請において数が出てくるということになると思います。
ですから最大限というような形ではお示しすることはできると思いま
す。
- 森 山 計画はしていなかったということだね、何回という。
委 員
- 西 山 年代別の部分はありません。
指導室長
- 森 山 総指導時間数も計画はなかったということですか。
委 員
- 西 山 計画としてはございません。
指導室長
- 森 山 結果がこういう格好で報告されて、これが私どもの成果ですと言うか
委 員 らには、計画もこれに対応するような数字があっただけという気が
するのですが、ないということではしょうがない。
- 滝 澤 計画訪問は学校から要望が出て、ある学校は10割行うし、ある学校
教育長 は5割というように、学校のばらつきがあります。学校のほうの希望で
対応していくということが基本形です。

委託研究については、3回ということで計画はできますが、そういうところがこの要請訪問にはあります。

○青 蔭 森山委員、よろしいですか。
委員長

○森 山 指導室の体制だとかいろいろなことを考える基礎になるものの1つですよね。何回学校訪問に行くかという、計画の数字がないというのも変だなという感じがします。結構です。

○青 蔭 石川委員。
委員長

○石 川 1年次から6年次までの教員を計画訪問は対象としているということですが、1年次から6年次までの教員数というのは何人いますか。

○青 蔭 大澤学校教育課長。
委員長

○大 澤 年次でのデータが手元にはないのですが、29歳以下だとして全体では小学校155名、中学校61名ですから216名。
学校教育
課 長

○石 川 要するに、約216名の1年次から6年次の教員に対して学校訪問で今年度授業を見た数が53回ということになりますよね。

○西 山 要請訪問を入れると86回です。
指導室長

○石 川 そうですね。そうすると4割ぐらいです。

○委 員 例えば1年から6年次までの教員に対し、指導室として、例えば2年に1回は実施するというような目標を立てて、2年に1回は必ず実施するという方法はいかがでしょうか。

○青 蔭 西山指導室長。
委員長

○西 山 回数としては、1年に1回はやっていただきたいと、これは私どもが行く研究授業でございまして、校内だけでやるというのもありますし、いろいろな場面での授業研究があると思いますので、基本的にはそういった形で年間に1回はということもお話をする必要がありますし、今、

石川委員がおっしゃった2年に1回という一つの目安を出すのも1つかなと思っております。

あともう一つ、今こういった形で私どもが訪問するのも1つですが、学校の中でOJTというものが今注目されていまして、学校の中の教員同士で、例えば5年よりもちょっと中堅の教員が授業を見てあげるからとか、今度は若手の教員を、従来ですと校内の教員に呼びかけて、きょうの5時間目を見てきてご助言いただくとか、そういったものの充実も図っていきたいと思っております。

どちらかというとな人の先生が指導案を書いて、それで大きな人数で研究・協議を年間何度も実施することは難しいので、そういったものよりは、日常的に授業についての話題が学校でできるような雰囲気づくりというのも、これから課題になっていくと思っております。

○青 蔭
委員長

石川委員。

○石 川
委 員

指導室の学校訪問の大きな目的の1つに、教職員の授業力の向上ということがあると思います。その中で特に若い世代の教員の力をつけていくことが、これからの学校を支えていく大事なことになると思います。そういった意味で、学校の仲間同士とする授業研究は当然あってしかるべきだし、そういう中で切磋琢磨していくことが大事だろうと思いますが、やはり指導室なり、ほかの学校外部の方々の意見を聞くことや、指導を仰ぐということは、とても大事なことで、仲間同士だと別な視点から痛烈に話をするということが、なかなかできにくいところがあります。やはり外部から見ていただくことが大事で、本来は、毎年1回ぐらいはそういうことがあってもいいと思います。指導室の体制の中で全員を見ていくこともなかなかできないので、例えば1年から6年次でしたら2年に1回は必ず受けましょうという形で、学校に任せるだけではなく、指導室が学校にお願いをしていくような体制が大事ではないかと思えます。森山委員の言った目標というのはそういうことではないでしょうか。現在40%ですが、50%を目標にしようと、そうすると2年に1回必ずやることになりますよね。そういうことだろうと思います。よ

ろしくお願いします。

○森山 委員
石川委員がおっしゃったとおり、本当は計画をして目標を立てるべきです。今新任の教員が大変な勢いでふえている。それにしても訪問指導の回数のふえ方はそれほど大きくない。そうすると、そこには何か考え方があってしかるべきだろうと思います。そうした観点からどうあるべきかということは、もう一度計画段階で考えていただきたいと思えます。

○青蔭 委員長
教育長。

○滝澤 教育長
今、小学校の通信票の視点が変わってきています。今まで各学校にお任せしていた到達的なものではなくて、今度は、観点別という項目が変わってきています。この背景にはやはり授業力をアップするということと、子どもたちの学力を高めるためには観点別にして、指導者のほうも到達するためには観点で授業を見ていくという、こういう視点が強まってきています。学校の教員は相当授業力をアップしていかないと、観点別評価に対して評価をしたときに大変難しい状況になってきているということです。もう既に19校中15校は変わっているのでしょうか。

○西山 指導室長
はい、そうです。

○滝澤 教育長
観点別に順次変えていくということで、25年度を目途にすべての通信票を変えます。そうすると指導方法を相当アップしていかないと評価が難しいということになります。指導室としても、若い教員が多くなってきたという実情も踏まえれば、指導室がかかわれる部分、それから学校のほうでかかわれる部分というのを、はっきりと計画的、意図的に対応して、単年度でなくて長いスパンで計画していくためには、数値目標的なものをベースにして進めていかないと、若い教員の指導力は大変なことになるという感じがします。この件は指導室のほうで受けとめて対応していくという形がいいと思います。

○青蔭 委員長
石川委員。

○石川 委員 来年度の課題として、6年次までに教員の指導力向上に向け一層の指導の充実を図るということが書かれております。一方で、下の特別支援授業等への機会については、回数をふやしていこうとしています。一層の充実を図るという言葉はすごくあいまいもことしているのです、やはり先ほどのような話の中で出ているような、指導室として充実させるためにやっていくことを、もう少し具体的な言葉で出していかないといけないと思います。

本当に、教職員の力が学校の力の中で大きなウエートを占める部分がありますので、このところは力を入れてやっていただきたいと思えます。できるだけ具体的な言葉で示していかないと、一層の充実では、あいまいかなという気がします。

○青蔭 委員長 というご意見でございます。

○西山 指導室長 わかりました。そういたします。

○青蔭 委員長 室長、ひとつ基本的なことを、大きいことから小さなことまで網羅してやっていただきたいと存じます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

篠田委員、お願いします。

○篠田 委員 要請訪問について研究指定校は3回ということですので、それ以外の学校は、一、二回というのが、どのぐらいの割合で入っているのかわかるといいと思えました。それ以外の学校もいろいろな課題、問題を抱えての要請かなと思います。今、わかりますでしょうか。

○青蔭 委員長 西山指導室長。

○西山 指導室長 具体的な数字は今ないので、研究指定校が教育課題のほうで3校、ふれあい教育が2校、小中連携が6校で、大体二、三十回が研究指定校であろうかなと思います。それ以外の学校は、残りの回数ということになります。校数が多いですからそれを割っていくことになります。

○篠田 学校によっても差が出てくるものですか。それ以外の学校ということ

- 委員 で一、二回というのはどうでしょうか。
- 西山 学校には1回はやっていただいています。2回以上やりたいという学校
指導室長 も少しありますが、指定校ではないので。
- 篠田 全くない学校はないということですね。わかりました。
委員
- 青蔭 よろしいでしょうか。
委員長 (「はい」の声)
- 青蔭 続きまして、「平成24年度県費負担教職員の研修計画につきまして」、よろしく願いいたします。
委員長 まず、西山指導室長。
- 西山 研究・研修の充実の資料をごらんください。1ページ目に、研究・研
指導室長 修の充実に向けての取り組みの全体像を示してございます。研究・研修
の充実を図るということは、このページの下座標がございまして、平成19年の神奈川県教育委員会の目指すべき教職員像、この視点からいたしましても必要不可欠であり、教育委員会が学校と一体となって推進していかなければならないものでございます。
- 平成24年度研修会等と書いてある資料をごらんください。
- 西山 今年度これまで教育委員会の各課が実施してきた研修を見直し、この
指導室長 体系図に整理させていただきました。その理由といたしましては、これまでは各教育委員会の課ごとに、一番多いのは指導室、研究所ですが、それぞれ個別の分野において、どちらかというところまでやってきたものをそのまま踏襲するようなものもございましたし、それから各分野において必要に応じて行うというところでやってきた経緯がございまして、さらに、ここ数年新たな教育課題がたくさん出てきまして、それに対応するために研修そのものを見直す必要性もございました。
- こういった中で、先ほど県の教育指導がございましたけれども、大和市として求める教育指導は何なのかというところを確認するところから始めました。
- 大和市の教員としてどういう教員が望ましいのかというところを突き詰めたところ、神奈川県教育委員会を出しております目指すべき教職

員像とかなり重なる部分があることがわかりました。

そういったことをもとに学校教育基本計画において示された学び続ける教職員、これを目指すべき教職員像ということで置きまして、この教職員を育てるという研修、こういったことを考えたときに何が必要なのかと、どういうふうに整理をしたらいいのかというところを念頭に置きながら、この体系図をつくったわけでございます。

分野としましては、キャリア形成、それから人格的資質向上・教職員への情熱、課題解決力、授業力、その他に分けております。

カテゴリーとしましては基本研修、初任者研修や年次研修、これが基本研修です。それから専門研修、こちらについては例えば情報教育研修や校長研修が置かれております。

そして、それとは別に担当者会的な意味合いの強いものもございましたので、そちらを担当者会というふうに分類しております。例えば学校図書館担当者会や、教育相談コーディネーター連絡会、こういった担当者の形で各学校1名出て、その中でも研修をするわけですけれども、こういったものに分けております。

この体系図をもとに教育委員会の各課の研修計画を、これまで別々だったものを一本化してお示ししたのが、今ごらんいただいている資料でございます。かなりの分量になりますので、まず指導室の新規の研修を少しご紹介していきたいと思っております。

平成24年度研修会等の最初のページに戻ってください。これは初任者研修でございます。この初任者研修は先ほどもございましたけれども、来年度校内研修の時間、それから校外研修の日程がかなり縮減しているということでございます。これは初任者が子どもたちと触れ合う機会を確保しようということもありまして、縮減という形で行うということでございます。

なお、以前も指導室が行っており、今年度は研究所にお願いしておりましたけれども、来年度からまた指導室のほうでこちらの初任者研修をいたします。

6ページの(3)－2、校長研修会でございます。学校教育基本計画

の一つの重点施策にも挙げておりますけれども、読書の関係です。国立教育政策研究所の調査官の杉本直美氏を講師に、学校における読書教育と題しましてご講義をいただき、学力向上の問題も含めまして、校長にリーダーシップをとっていただいて一層推進していただくということで、設定をしているものでございます。

それから、次のページの上から2つ目、教育課題研修、これはやはり近年、道徳教育の重要性が指摘されておりますので、教員に実際の授業のモデルをお示しし、その研究協議を通して実践の充実を図っていただくというふうに考えております。

8ページです。(3)－3、こちらについては来年度、指導室内に教育課題研究協議会の中に防災教育部会を設置いたします。これは東日本大震災以降、学校における防災教育の必要性を繰り返し指導するというようなことが叫ばれているということから、授業実践を通して防災教育をどういうふうに普及していったらいいのかということ、1年間かけて勉強していく、その成果を示す研修会でございます。

次に11ページの上から3つ目、幼保小連携連絡会、これは来年度新たに立ち上げる研修会です。幼稚園、保育園との連携が小学校1年生のスムーズなスタートに欠かせないことから、それぞれの実態の紹介であるとか保育要録や支援シート、こういったものを相互に活用していくこと、さらにはスタートカリキュラムの推進など情報交換や協議を行ってまいりたいと思っております。市内の幼稚園教諭、保育園の保育士等にご参加いただく予定です。

13ページです。こちらについては各種研究発表会の予定が掲載されております。指導室の主催としましては教育課題研究の推進校が2校、ふれあい教育実践研究推進校が2校、研究発表が秋ごろ予定されておりますので、委員の皆様にも、ご参加いただきご協議いただければと思います。

最後ですけれども、14ページをごらんください。こちらには指導室主催の2つのフォーラムが掲載されております。

1つは、上から2つ目のいじめ不登校を考えるフォーラムです。こち

らについても学校教育基本計画の一つの重点施策です。期日、会場等は今のところ未定でございますけれども、青少年相談室とも連携をしながら、いじめ・不登校問題について強く発信をしていきたいと考えております。

もう一つは、下から2つ目の読書フォーラムです。来年度新設いたします大和市子ども読書感想文コンクールがございますが、そちらの優秀作品の表彰式と、山形の鶴岡の元学校司書である五十嵐絹子氏を招いて不読の問題についてご講演をいただき、やはり子どもにとって読書は欠かせないものなのだということを市民の方、保護者の方も一緒に聞いていただきながらより一層読書を推進していきたいと、こちらは10月20日の土曜日を予定しております。

指導室からは以上でございます。

○青 蔭
委員長

続いて中田教育研究所長。

○中 田
教育研究
所 長

研究・研修の充実の資料の7ページをお開きください。教育研究所は調査研究と研修が大きな柱になっておりまして、7ページは調査研究に関しまして平成24年度開催する部会を一覧にしてあります。4つの部会がございます、教育意識に関する部会、情報教育に関する部会、理科教育に関する部会、地域教材に関する部会がございます。

1番と2番は小学校の教員3名、中学校の教員2名の5名で部会を進めています。3番目と4番目、理科教育と地域教材に関しては、小学校関係でございますので小学校の教員が5名ということで研究を進めていきます。なお、平成24年度のまとめは2番目と3番目、情報教育と理科教育がまとめという形になります。平成24年度で終了という形になります。

8ページをお開きください。教育研究所が持っています研修講座を一覧にしてあります。1番目から3番目は従来その年度に応じて教育相談的なもの、教育課題的なもの、それから各教科等の指導に関するものとなりましたが、先ほど西山室長からありましたように、研修を見直して統一感を持たせましたので、(1)から(3)までは人格的資質向上、

課題解決力向上、授業力向上というような形で指導室と同じように整理しました。それから、(4)から(7)に関するものは、従来どおり領域の固有性が高い研修講座を従来と同じような名称で記述しております。

なお、7番目の情報教育研修講座に関しましては、情報教育という性格上、技術的な面、それから授業への活用の面、それからセキュリティーの面というように内容も豊富でございますので、①から④という形で種別しております。(4)から(7)に関しましても、(1)から(3)のような人格資質や課題解決という性質を持たせていきたいと思っております。

そのことを例として申し上げます。平成24年度の研修会等の資料をお開きください。2ページの中ほどに理科教育研修講座というのがございます。この理科教育研修講座は、先ほどの8ページでは3回と書いてありますが、体系図のような位置づけをしますと、2ページの中ほどの、授業力向上研修の中に含めるという位置づけでございます。なおかつ対象が小学校の2年次の教員という条件づけもしております。これが先ほど西山室長からありましたような体系図の中の基本研修、キャリア研修の様相を持たせているという意味でございます。

それから、5ページの一番上、これも同じ理科教育研修講座で内容が放射能の基礎知識ということで、これは課題解決力の向上という分野に位置づけて、参加者も希望者となります。それから5ページの一番下は同じく理科教育研修講座ですけれども、ここは授業力向上に位置付け、JAXA宇宙教育センターと相模原市立博物館から講師を招くものです。このような従来からあった領域固有の強い研修でも、先ほど申し上げた3つのところに位置づけているという例でございます。

同じ資料の13ページ、14ページをお開きください。13ページの一番下ですけれども、情報教育研修講座に関して今回、学校に伺って学校の要請のもとに研修を行うといものを少し多くしました。

13ページの一番下は情報教育の基本ソフト活用ということで、ワード、エクセル、パワーポイント、電子黒板の活用等について学校からの

要請に応じて行います。それから14ページの一番上は同じく情報ですが、情報セキュリティーの研修講座ということで小学校19校を回って研修を行います。先ほどOJTということで学校内の研修のという話が西山室長からありましたけれども、そういう校内の研修の力も高めていくため、こういう養成研修を使っていきたいと思っております。

以上でございます。

○青 蔭 委員長 質疑等ございましたら、お出しいただきたいと思えます。いかがでしょうか。篠田委員。

○篠 田 委 員 授業力向上の希望者ということで、学校から希望する教職員が出られると思いますが、参加した後に学校に持ち帰ったときの共有ということで、各学校で他の教職員への報告はされていますか。

○青 蔭 委員長 中田教育研究所長。

○中 田 教育研究 所 長 例えば5ページの授業力向上ですと、その年度でトピックになっているもの、例えば電子黒板や教材開発などですが、その時期に非常に重要視されるものを選んでおります。

ということは同時に、各学校が校内研究などで取り上げている内容と重なっておりますので、この研修を受けていただくことで校内研究のほうにフィードバックされるように考えております。また、研修講座の中でも広げていただくような話をさせていただいております。

○篠 田 委 員 そうすると、校内研究につながる学校の教職員が多く出られるということで、希望者数の予想はそういった視点で見込むのですか。

○青 蔭 委員長 中田教育研究所長。

○中 田 教育研究 所 長 会場のキャパシティーもありますが、各学校が研究のテーマを持っておりますので、例えば勤労福祉会館のほうですと最大で100名程度を受け入れることができますので、可能な限り受けたいと思っております。

○青 蔭 委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
(「はい」の声)

- 青 蔭
委員長
ほかにないようでございますので、続きまして、臼井保健給食課長。
- 臼 井
保健給食
課 長
それでは、2月の教育委員会定例会で24年度の給食関係予算を説明
させていただきました。その際に学校給食の単独調理校の委託化につき
まして説明がされたと思いますので、それについて報告させていただき
たいと思います。
- 滝 澤
教育長
資料はなしということですね。
- 臼 井
保健給食
課 長
特に資料はお配りをしてございません。
2月定例会では、単独調理校を24年度から1校ふやすということ
で、委託化の効果について、直営では年間人件費が正職員と非常勤職員
で4,000万、それが委託化によって約3,200万ということで、
800万ほど効果があるという説明をさせていただきました。しかしな
がら、予算書を見ますと対前年度で4,000万円がマイナスになって
いないとのご質問がございました。
その件でございますが、23年度は既に22年度までに定年で退職し
た方が3人、23年度中に退職する方が2人ということで5人が減りま
す。24年度に全て直営の正職員でやりますと5人分で4,000万に
なりますが、23年度は既に退職している3人分について嘱託職員を任
用しておりましたので、23年度の給与費は4,000万ではなく約
2,500万でした。その分が減ることになります。
なおかつ24年度は、給食調理員が健康上の理由で休職となる可能性
を見込み、給与費に臨時的任用職員の人件費を計上しています。そのた
め、2,500万の減にはなっておらず、おおよそ800万の減という
ことでございます。
以上です。
- 森 山
委 員
もともと4,000万を委託にすることによって3,200万の人件
費にできると、そういうことですね。
- 臼 井
保健給食
課 長
そうです。

課 長

○森 山 山 　　しかし、実際には正職員ばかりがいるわけじゃなくて嘱託等を任用しているの、実は直営の場合の人件費は2, 500万であると、そういうことですね。

○臼 井 　　はい、そうです。

保健給食

課 長

○森 山 山 　　そうすると嘱託等の職員を任用するといった工夫をすることによって必要な人件費は2, 500万円だったのが、委託をすることによって3, 200万円にふえたと、そういう理解でいいですか。

○臼 井 　　3, 200万の委託料の中には人件費と、それ以外のものも含めて算保健給食出しておりますので、単純に3, 200万のすべてが人件費ではありません。課 長

○森 山 山 　　人件費以外とは何がありますか。

委 員

○臼 井 　　福利厚生、衛生検査費、企業側の一般管理経費などを含めての委託料保健給食になります。

課 長

○森 山 山 　　それでは、直営の場合には、そういった経費も含めて幾らですか。

委 員 　　2, 500万ではなかったということですか。

○臼 井 　　給与費以外に直営の調理場で運営に伴って必要になってくる消耗品費保健給食等そういうものは、別に計上してございます。

課 長

○森 山 山 　　この前の問題は、委託をすることによってどんな効果があったかということが主たるテーマですから、3, 200万円に対する直営の費用は幾らだったのですか。

　　私は4, 000万円が3, 200万円に減ったという説明をまず受けた。しかし、給与費がそこまで減っていないことで、ご質問を申し上げたわけです。そうしたところ、実は2, 500万円しかかかっていなかったというお話ですから、それだったら委託によって増えてしまったと

ということになる。そういう質問をしたら、2,500万円ではないと言
うのだから、何をそのように比べていいかわからない。

○青 蔭
委員長 堀内教育総務課長。

○堀 内
教育総務
課 長 整理させていただきますと、23年度から24年度につきましては
今、臼井課長が申し上げたとおり2,500万、その人件費が3,20
0万になって上がっています。

ただ、その職員の構成が正職2人、嘱託2人で、4人の人件費という
ことです。本来であれば4人正職ということで計算しております。それ
が4,000万ぐらいの人件費がかかるということです。

それで、市の行政改革実行計画の中で単独調理場は、退職者が出た段
階で委託化するというので、大和小学校の場合は4人出た段階で委託
化するというので、当初は4人正職がいましたが、年々減って今年度
の2人をもって委託に切りかえるということですので、4人いた時点と
3,200万、来年度を比較すると800万の効果が出たということ
でございます。

○森 山
委 員 委託することを問題だと思っているわけではないですが、必ずしも今
後とも直営で運営していく場合に調理場の方々を、全部正職員で雇わ
なければ運営できないわけではないわけですね。そうすると例えば嘱託だ
とかアルバイトだとかパートタイマーだとかいったような格好で雇う人
たちを工夫すれば、委託に負けないぐらいの経費でやれる可能性はある
ということですね。

○堀 内
教育総務
課 長 はい。

○森 山
委 員 そうすると委託でやるメリットは何ですか、改めて聞きますけれど
も。

○臼 井
保健給食
課 長 委託によるメリットは職員のけが、療養休暇等が起きた場合に、民間
会社ですので系列のところから急遽、応援態勢がとれるということがご
ざいます。

- 森 山 委員 ということは、直営の調理場が非常に少なくなってくると、病気で休んだというようなときに融通がきかないから難しいということですか。
- 臼 井 保健給食課 長 そうなりますと例えば療養休暇で休職になったりすると、そのためには別に正職員の給与費のほかに臨時的任用職員を雇用するための経費も、確保しておかないといけないということになります。
- 森 山 委員 余り経済的メリットはないということだな。
- 青 蔭 委員長 そのようですね。
- 森 山 委員 委託によって確かに非常に小さくなってくると、いろいろな意味で専門的な問題、専門的な能力をどう養成するかなど、いろいろな問題があるだろうと私も思いますから、委託せざるを得ないかなという感じはしますけれども、前回の説明がまずかったですね。
- 青 蔭 委員長 今回で少し整理されたと思いますが、どうでしょうか。少しわかりやすくなったかなという気がいたします。
- 次にまいりましてよろしいですか。
- 石 川 委員 どうして委託される会社はそんなに安くできるのだろうかというのがわからないのですが。
- 森 山 委員 単純にそれは人件費の問題じゃないでしょうか。
- 青 蔭 委員長 そう思いますね。
- 次にまいりましてよろしいですか。
- (「はい」の声)
- 青 蔭 委員長 井上図書館長。
- 井 上 図書館長 やはり文書がない説明で申しわけないのですが、2月定例会でお話ししましたこども読書力向上プラン、最終ページに3つの基本方針と10の施策の目標をツリーにしまして、その後に目指す姿というふうな表をつけていました。それが非常にわかりにくいというご指摘があって、つくり直すかなくすかということ、しっかり事務局で検討しなさいとい

うご指導をいただいたことに対する回答でございます。

やはりかえってわかりにくくなるだろうということと、今後、実施計画がその後ろについてくるという中では重複するという可能性もあることから、あの表の部分については削除するという結論に達しましたということをご報告させていただきます。

以上でございます。

○青 蔭
委員長

わかりました。

事務局からほかにございませんか。よろしいですか。

委員の方からほかにございませんか。

特にないようでございますので、4月の会議日程をお知らせ申し上げます。

4月定例会は4月26日、木曜日、午前10時からを予定しております。

◎議 事

○青 蔭
委員長

続きまして、先ほど日程を変更いたしました日程第4 報告第2号ですが、非公開とすべき人事案件でございますので、非公開とすることに対しまして異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭
委員長

異議なしということでございますので、日程第4 報告第2号は非公開といたします。

(非公開の審議)

◎閉 会

○青 蔭
委員長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、教育委員会3月定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時46分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成24年 3月29日

署名委員

署名委員

書 記

書 記